

令和元年 10 月から 医療費が変わります。

今回の消費税率の引き上げに伴い、
一部の診療報酬が改定されます。

- ・ 医療（社会保険診療）は非課税とされていますが、医療機関等が社会保険診療を行うための医薬品や設備などの仕入れに掛かる消費税は、厚生労働省が定める診療報酬や薬価等に反映されています。
- ・ 令和元年 10 月 1 日から消費税が 10% になったことに伴い、初診料、再診料など一部の診療報酬が引き上げられ、医療機関の窓口でお支払いいただく料金も変わります。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

消費税増税に伴う金額変更のお知らせ

令和元年10月1日（火）から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、保険適用外のものについて、下記のとおり対応いたしますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

記

新消費税率の適用

(1) 個室差額料金、保険外負担料金

令和元年10月1日（火）以降のご利用分より消費税率10%が適用されます。

(2) 診断書等文書料

令和元年10月1日（火）以降の引き渡し分より消費税率10%が適用されます。

※令和元年9月30日までに申し込まれた場合を含む。

角谷整形外科病院